

# 付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 28 年 1 2 月 2 2 日

薩摩川内市議会  
川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 成 川 幸 太 郎

## 1 委員会の開催日

1 2 月 1 9 日

## 2 付託事件及び審査結果

陳情第 1 5 号 川内原発の代替緊急時対策所と免震重要棟に関して九州電力に説明を求める陳情

本陳情については、まず陳情内容に関して当局が確認している事項として、「川内原子力発電所の代替緊急時対策所は、原子力規制委員会が発足後、平成 2 5 年 2 月に新規制基準の骨子案に、緊急時対策所の耐震性と機能強化が示されたことから、発電所の事務所棟内に設置されていた既存の緊急時対策所の代替施設として、発電所の正門横に新たに整備されたもので、免震重要棟の計画がある頃から、代替緊急時対策所を取り壊すといった説明は九州電力(株)から受けていない」旨の説明があった。

次に、委員間の自由討議を行い、「緊急時対策所を免震構造から耐震構造へ変更した理由が分からないままになっている」、「原子力規制委員会の審査においても耐震構造を認めている」、「全国の原子力発電所で整備中の緊急時対策所は、免震構造ではなく、全て耐震構造で計画されている」といった緊急時対策所の構造に係る議論があった。

なお、本陳情に関しては、「免震構造を断念した経緯が分からないことから陳情が提出されたもので、改選後、委員構成も変わったことから九州電力(株)の参考人招致を行い、説明を受けるべきである」、「本年 7 月 2 6 日、九州電力(株)の参考人招致を行い、緊急時対策所を免震構造から耐震構造へ変更した経緯については、既に説明を受けていることから、改めて九州電力(株)の参考人招致を行うことは好ましくない」との意見が述べられた。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、起立採決により継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「7 月 2 6 日、九州電力(株)から緊急時対策所について説明を受け、委員会記録として公開している。また、同対策所は、原子力規制委員会での審査が終了し、現在、パブリックコメントが実施されているが新たな知見もなく、特別委員会としても慎重に審査を行ってきた」という反対討論と、「緊急時対策所を免震構造から耐震構造に変更し、現在の代替緊急時対策所を活用することとなったが、代替緊急時対策所は狭く、事故があったときに対応できるのか疑問が残り、陳情趣旨は正当である」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。